

四日市市告示第241号

四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 四日市市被災事業者事業継続支援補助金（以下「補助金」という。）は、令和7年9月12日からの大雨により被災した小規模事業者を除く中小企業者が事業継続するために必要な経費を補助することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるものとする。

(1) 令和7年9月12日からの大雨

令和7年9月12日からの大雨により、同年9月13日に三重県が四日市市に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を決定した災害をいう。

(2) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者のうち、次号に規定する小規模事業者を除いたものをいう。

(3) 小規模事業者

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する小規模事業者をいう。

この場合において、個人事業主も小規模事業者に含むものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる事業者（以下、「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 本市が発行する被災届出証明書の交付を受けた四日市市内に事業所を有する事業者であること。

(2) 申請締切日時点で有効な事業継続力強化計画を策定し、国の認定を受けていること、又は令和8年9月30日（水）までに事業継続力強化計画を策定し、国の認定を受けること。

(3) 市が実施するフォローアップ調査に協力できること。

(4) 今後も事業を継続する意思を有していること（廃業や事業譲渡を予定していないこと）。

- (5) 事業所において行う事業が次のいずれにも該当しないこと。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業（同項第1号に掲げる料理店及び同項第5号に掲げる営業を除く）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
 - イ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
 - ウ 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める事業
- (6) 国、地方公共団体又はこれらの全額出資に係る法人ではないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 次に掲げるいずれかに該当しないこと。
- ア 次に掲げるいずれかの法人
 - (ア) 暴力団（四日市市市暴力団排除条例（平成23年四日市市市条例第9号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者
 - (イ) 当該法人の役員が暴力団員（四日市市市暴力団排除条例（平成23年四日市市市条例第9号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - イ 次に掲げるいずれかの個人
 - (ア) 暴力団員である者
 - (イ) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。
- (1) 次のいずれかに該当する者（みなし大企業）
- ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業又は公的機関が所有している者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業又は公的機関が所有している者
 - ウ 大企業又は公的機関の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者
- (2) 法人格のない任意団体

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、令和7年9月12日からの大雨により被災した事業用の施設、設備又は車両のうち、別表第1に定めるものとする。

2 補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

(交付の申請)

- 第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付申請書（第1号様式）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項に規定する申請は、同一申請者につき1回限りとする。

(交付決定の通知)

- 第6条 市長は、前条の申請があった場合には、その内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の交付決定に際して必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、補助事業者が令和7年9月12日からの大雨による被害を受けた日以降で、交付決定の前に着手された事業継続するために必要な経費についても、適正と認められる場合には、補助金の補助対象経費とすることができる。

(補助事業者の義務)

- 第7条 補助事業者は、本要綱を遵守し、善良な管理者の注意をもって補助事業を実施するものとする。

(申請の取下げ)

- 第8条 申請の取下げを行うときは、四日市市被災事業者事業継続支援補助金申請取下書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間（令和14年3月31日まで）、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業の変更)

- 第10条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、四日市市被災

事業者事業継続支援補助金変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費全体及び各費目における20パーセント以内の変更をいう。
- 3 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書の提出があったときは、変更内容を審査し、第7条の規定による決定の変更を承認することができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ四日市市被災事業者事業継続支援補助金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（契約等）

- 第12条 補助事業者は、売買、請負その他の契約にあたり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。
- 2 補助事業者は、前項の契約にあたり、国、県又は四日市市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不相当である場合は、四日市市被災事業者事業継続支援補助金契約等承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けることで当該事業者を契約の相手方とすることができる。
 - 3 市長は、補助事業者が前項の規定に違反して国、県又は四日市市からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は市長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。
 - 4 前3項の規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

（債権譲渡の禁止）

第13条 補助対象事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(事故等の報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、四日市市被災事業者事業継続支援補助金事故等報告書（第6号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、市長が別に定める日現在における補助事業の遂行及び収支の状況について、市長が必要と認めるときは、別に定める日までに四日市市被災事業者事業継続支援補助金状況報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和8年9月30日までに四日市市被災事業者事業継続支援補助金実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第11条に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合、その日から30日以内又は令和8年9月30日のいずれか早い日（土・日・祝日の場合はその前日）までに実績報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できない場合は、期限について猶予することができる。

(補助金の額の確定等)

第17条 市長は、前条第1項及び第2項の規定に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第11条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第18条 補助事業者は、前条の規定に基づき通知された補助金の支払を受けようとするときは、四日市市被災事業者事業継続支援補助金請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 19 条 市長は、第 10 条第 1 項及び第 11 条の規定に基づく補助事業の変更又は中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 6 条第 1 項の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部返還を命ずることができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 補助事業者が、宣誓・同意書（第 1 号様式 別紙 1）の内容に違反した場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱に違反したと認められる場合

(財産の管理等)

第 20 条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（第 10 号様式）を備え管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 21 条 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 4 号及び第 5 号の規定に基づき経済産業大臣が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）を勘案して、市長が定める期間とする。

- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ四日市市被災事業者事業継続支援補助金財産処分承認申請書（第 11 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（立入検査等）

第 22 条 市長は予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（提出書類及び提出期日）

第 23 条 本要綱等により定める提出書類及び提出期日は、別表 2 のとおりとする。

（その他）

第 24 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附則

（施行期日）

1 本要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、第 19 条から 22 条の規定を除き、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（商工農水部工業振興課）

別表第1 補助対象経費

補助対象経費	内容	備考
施設修繕費	被災した事業用施設（事務所・店舗・工場等の建物、駐車場等の構築物）の修繕に関する経費	補助事業者が、本事業で復旧等を行う施設又は設備について受領する保険・共済金（給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む。以下、同じ。）がある場合、本事業で復旧等を行う施設又は設備の復旧に要する経費から当該保険・共済金の額を除外した額を、当該補助事業者に係る補助対象経費とする。
設備修理・購入費	被災した事業用設備（機械装置、工具又は器具等）の修理又は購入に要する経費	
車両修理・購入費	被災した事業用車両の修理又は購入に要する経費	

※補助対象期間内に行われた補助事業に要する経費で、かつ、補助対象期間内に支払われたもの（災害救助法の適用日（令和7年9月12日）以降に発注した経費まで遡及可能）。

別表第2

補助対象経費	補助率	補助限度額
施設修繕費	補助対象経費の3分の2	1業者につき、 補助上限 1,000,000円 (千円未満切り捨て) ※補助対象経費すべての合計額に対しての上限額とする。
設備修理・購入費		
車両修理・購入費		

別表 2 提出書類一覧（第 23 条関係）

書類名称	様式	部数	提出期日
交付申請書	第 1 号様式	1 部	市長が別に定める日
申請取下書	第 2 号様式	1 部	補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 14 日以内
変更承認申請書	第 3 号様式	1 部	補助事業の変更を行う日の 15 日前まで
中止（廃止）承認申請書	第 4 号様式	1 部	補助事業の中止（廃止）を行う日の 15 日前まで
契約等承認申請書	第 5 号様式	1 部	
事故等報告書	第 6 号様式	1 部	補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる又は補助事業の遂行が困難となる事故等の発生後速やかに
状況報告書	第 7 号様式	1 部	市長が別に定める日
実績報告書	第 8 号様式	1 部	令和 8 年 9 月 30 日まで又は第 12 条に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合においては、その日から 30 日以内又は令和 8 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで
請求書	第 9 号様式	1 部	
取得財産等管理台帳	第 10 号様式	1 部	市長が別に定める日
財産処分承認申請書	第 11 号様式	1 部	市長が別に定める日

第1号様式

令和 年 月 日

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 交付申請書

四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第5条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額 (単位:円)

(1) 補助事業に要する経費 (税抜)	
(2) 補助対象経費 (税抜)	
(3) 保険金	
(4) 補助金交付申請額 (((2) - (3)) × 2/3) 又は上限 100 万円	

※ 「(3) 保険金」欄には、本事業で復旧等を行う施設又は設備について受領する保険・共済金 (給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む) の額を記入してください。

2 補助事業完了予定日 令和 年 月 日

3 連絡先

担 当 者 名			
電 話 番 号		F A X 番 号	
メー ル ア ド レ ス			

4 関係書類

No	書類名称	様式	添付確認
1	四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付申請書 (本紙)	第1号様式	<input type="checkbox"/>
2	申請企業概要	第1号様式-2	<input type="checkbox"/>
3	補助事業(事業継続)計画書	第1号様式-3	<input type="checkbox"/>
4	補助対象被災資産一覧表	第1号様式-4	<input type="checkbox"/>
5	宣誓・同意書	第1号様式 別紙1	<input type="checkbox"/>
6	役員等名簿	第1号様式 別紙2	<input type="checkbox"/>
7	被災状況報告書	第1号様式 別紙3	<input type="checkbox"/>
8	【必要に応じて】業者選定理由書	第1号様式 別紙4	<input type="checkbox"/>
9	【必要に応じて】修理不能申告書	第1号様式 別紙5	<input type="checkbox"/>
10	被災届出証明書等の被害を証明する書類		<input type="checkbox"/>
11	被災資産が記載された固定資産課税台帳又は固定資産台帳		<input type="checkbox"/>
12	補助金交付申請額の積算根拠となる見積書及び見積書に関する書類一式等		<input type="checkbox"/>
13	【受取保険金等がある場合】 受取保険金等の額を確認できる書類		<input type="checkbox"/>
14	【法人の場合】 ・貸借対象表、損益計算書(販売費及び一般管理費明細書、製造原価報告書を含む) ・履歴事項全部証明書の写し		<input type="checkbox"/>
15	【車両修理・購入費を補助対象経費とする場合】 ・被災車両の車検証の写し ・被災車両が事業用であることを確認できる書類		<input type="checkbox"/>

第1号様式-2 (申請企業概要)

申請者名・ 資本金・ 業種等	フリガナ							
	名称 (会社名又は屋号)							
	資本金	万円						
	設立 (創業) 年月日	年 月 日 (代表者の年齢: 歳)						
	業種							
	常時使用する従業員の数 (人)							
	代表者・専従者・常勤役員の数 (人)							
	事業所の電話番号							
	事業継続力強化計画の 策定有無							
	ホームページ (URL)							
申請企業の 事業概要	【事業概要】 (主要製品、サービス、事業内容等)							
	<p><直近の決算内容> 損益計算書等から転記する。(千円)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>前期 (令和 年 月)</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td>千円</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>千円</td> </tr> </table>			前期 (令和 年 月)	売上高	千円	営業利益	千円
		前期 (令和 年 月)						
	売上高	千円						
営業利益	千円							

第1号様式-3 (補助事業 (事業継続) 計画書)

1 補助事業の内容

(1) 事業実施期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
(2) 所在地	※施設設備等を復旧し事業継続を行う所在地を記入してください。
(3) 被災状況 (令和7年9月12日からの大雨災害による被害)	
(4) 事業継続計画 (本補助金を活用した事業継続の内容)	

2 補助金申請額

(単位:円)

(1) 補助事業に要する経費 (税抜)	
(2) 補助対象経費 (税抜)	
(3) 保険金	
(4) 補助金申請額 (((2) - (3)) × 2/3) 又は上限 100 万円	

※ 「(3) 保険金」欄には、本事業で復旧等を行う施設又は設備について受領する保険・共済金 (給付金その他これに類する災害を事由として支払われるものを含む) の額を記入してください。

3 資金調達計画

(単位:円)

区 分	金 額	備 考
補 助 金		
自己資金		
保 険 金		
借 入 金		

※ 「保険金」欄には、対象施設・設備等の保険金額の内訳を備考に記入のうえ、関係書類を添付してください。

※ 「借入金」欄には、借入予定先の金融機関を備考に記入してください。

第1号様式-4 (補助対象被災資産一覧表)

(単位:円)

No	経費項目	名称・用途	所有者 (※1)	設置場所 (市町、字名)	概要 (※2)	復旧方法 (※3)	A (税抜) 復旧に要する費用 =実際の工事や修 理、購入に係る費用 (※4)	B 受取保険金 の金額 (※5)	C (税抜) 補助対象経費 A-B
例	①施設修繕費	第1倉庫	①自己所有	四日市市〇〇	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板葺 平屋建 200.45㎡	①修繕	1,000,000円	500,000円	500,000円
例	②設備修理・購入費	〇〇用製造機械	①自己所有	四日市市〇〇	〇〇社製 △△旋盤 型番 AB-12-CC 2台	②新品購入	300,000円	0円	300,000円
1							円	円	円
2							円	円	円
3							円	円	円
4							円	円	円
5							円	円	円

※1 賃貸物件またはリース品の場合、賃貸借契約書(写し)やリース契約書(写し)等を提出してください。

※2 被災施設の不動産登記、資産台帳、車検証の記載に合わせて概要を記入してください。

※3 修繕・修理が原則です。設備又は車両で入替(購入)する場合は、「修理不能申告書(様式第1号 別紙4)」を提出してください。

※4 復旧に要する経費が100万円(税込)以上の場合、2者以上から見積書を取得し、安い方の金額を記入してください。なお、2者以上
の見積書の提出が出来ない場合は、「業者選定理由書(様式第1号別紙3)」を提出してください。

四日市市長 宛て

所在地
名 称
代表者職・氏名

宣誓・同意書

四日市市被災事業者事業継続支援補助金の申請に関して、下記のとおり宣誓・同意します。

記

- 1 申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、申請内容の証拠書類を保存するとともに四日市市から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。
- 2 補助金の受領後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合には、刑事告発され得ることを認識するとともに、補助金の返還に応じます。
- 3 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、三重県暴力団排除要綱第2条第3号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団関係者、同条第5号に規定する暴力団関係法人等又は同条第6号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団等が、経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を三重県警察本部に照会することに同意します。
- 4 大企業（みなし大企業を含む。）ではありません。
- 5 被災施設・設備・車両に関して受領した保険金等がある場合は、申告します。
- 6 営業等に関しては、必要な許認可等を取得しています。
- 7 本補助事業に関し、本補助金以外の補助金等を受領していません。
- 8 審査結果等については従い、審査の経過や内容に関する問い合わせはしないことを誓約いたします。
- 9 申請締切日時時点で有効な、事業継続力強化計画（国の認定済）を策定していること、又は令和8年9月30日までに、事業継続力強化計画を策定し国の認定を受けることを誓約いたします。

第1号様式 別紙3

被災状況報告書

	第1号様式-4 (補助対象被災資産一覧表) のNoを転記
	第1号様式-4 (補助対象被災資産一覧表) の名称・用途を転記
写真①	

	第1号様式-4 (補助対象被災資産一覧表) のNoを転記
	第1号様式-4 (補助対象被災資産一覧表) の名称・用途を転記
写真②	

- ※ 被災状況が確認できる写真等 (データ) 添付してください。
- ※ 用紙が不足する場合は適宜、追加してください。

四日市市長 宛て

所在地
 名称
 代表者職・氏名

業者選定理由書

四日市市被災事業者事業継続支援補助金に係る業者選定理由を下記のとおり報告します。

記

No (※1)	名称・用途 (※2)	業者選定理由
		<input type="checkbox"/> 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がない <input type="checkbox"/> 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がない <input type="checkbox"/> 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がない <input type="checkbox"/> 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		<input type="checkbox"/> 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がない <input type="checkbox"/> 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がない <input type="checkbox"/> 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がない <input type="checkbox"/> 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		<input type="checkbox"/> 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がない <input type="checkbox"/> 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がない <input type="checkbox"/> 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がない <input type="checkbox"/> 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		<input type="checkbox"/> 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がない <input type="checkbox"/> 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がない <input type="checkbox"/> 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がない <input type="checkbox"/> 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた
		<input type="checkbox"/> 特殊な技術を要する工事等のため、他に修理出来る業者がない <input type="checkbox"/> 特殊な設備等であるため、他に製造出来る業者がない <input type="checkbox"/> 復旧に緊急性を要するが、他に早急に対応可能な業者がない <input type="checkbox"/> 複数者に依頼したが、業者多忙等により、見積書の提出を断られた

※1 第1号様式-4(補助対象被災資産一覧表)から、転記してください。

※2 本書は、2者以上からの見積書が取得出来ない場合に作成してください。必ず1者は必要です。

四日市市長 宛て

所在地
 名称
 代表者職・氏名

修理不能申告書

四日市市被災事業者事業継続支援補助金で復旧する被災設備・車両について、下記のとおり修理不能であること等を申告します。

記

No (※1)	名称・用途 (※2)	被災設備等の メーカー・型番・ 規格等	修理不能の理由	修理不能であること の確認先(※2) (メーカー、販売先等)	復旧方法 (※3)
例	〇〇用 製造機械	〇〇社製 △△旋盤 型番 BB-12-LL 2台	<input checked="" type="checkbox"/> 被害が大きく修理不能 <input type="checkbox"/> 修理用部品の調達が困難 <input type="checkbox"/> 修理にかなりの期間を要する <input type="checkbox"/> 修理代金が著しく高い	会社名 (株)〇〇 担当者名 ●● ×× 連絡先 059-000-0000	<input type="checkbox"/> ①被災設備等と同等 の機能のものに入替 <input checked="" type="checkbox"/> ②被災設備等より機 能の高いものに入替
			<input type="checkbox"/> 被害が大きく修理不能 <input type="checkbox"/> 修理用部品の調達が困難 <input type="checkbox"/> 修理にかなりの期間を要する <input type="checkbox"/> 修理代金が著しく高い	会社名 担当者名 連絡先	<input type="checkbox"/> ①被災設備等と同等 の機能のものに入替 <input type="checkbox"/> ②被災設備等より機 能の高いものに入替
			<input type="checkbox"/> 被害が大きく修理不能 <input type="checkbox"/> 修理用部品の調達が困難 <input type="checkbox"/> 修理にかなりの期間を要する <input type="checkbox"/> 修理代金が著しく高い	会社名 担当者名 連絡先	<input type="checkbox"/> ①被災設備等と同等 の機能のものに入替 <input type="checkbox"/> ②被災設備等より機 能の高いものに入替
			<input type="checkbox"/> 被害が大きく修理不能 <input type="checkbox"/> 修理用部品の調達が困難 <input type="checkbox"/> 修理にかなりの期間を要する <input type="checkbox"/> 修理代金が著しく高い	会社名 担当者名 連絡先	<input type="checkbox"/> ①被災設備等と同等 の機能のものに入替 <input type="checkbox"/> ②被災設備等より機 能の高いものに入替

※1 第1号様式-4(補助対象被災施設等一覧表)から転記してください。

※2 事実確認のため、市から修理不能を確認した相手先に連絡をする場合があります。

※3 ②にチェックした場合、次ページも記入してください。

【2. 入替後の施設・車両について】 復旧方法で②にチェックした場合のみ記入

<No: > ※前ページから転記してください

<名称・用途: > ※前ページから転記してください

	被害設備等と同等の設備等(※1) (現在入手できる最低限性能の設備等)	入替設備等 (実際に入替予定の設備等)
メーカー等		
名 称		
型番・型式等		
取得(予定)価格	円	円

<No: > ※前ページから転記してください

<名称・用途: > ※前ページから転記してください

	被害設備等と同等の設備等(※1) (現在入手できる最低限性能の設備等)	入替設備等 (実際に入替予定の設備等)
メーカー等		
名 称		
型番・型式等		
取得(予定)価格	円	円

※1 「被災設備等と同等の設備」欄には、被災設備等と同一の設備等又は同一の設備等を現在入手できない場合は被災設備と同等若しくは同等以下の性能、仕様、機能等の設備等について記入してください。

※2 補助上限額は、入替設備等の取得価格ではなく、被害設備等と同等の設備等の取得(予定)価格に補助率を乗じた金額となりますのでご注意ください(原状回復を超えた復旧)。

第2号様式

令和 年 月 日

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 申請取下書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金について、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第8条の規定に基づき下記のとおり申請を取り下げます。

記

1 申請取下理由

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 変更承認申請書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金事業について、補助事業の内容（経費の配分等）を変更したいので、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 変更の理由

(変更する必要が生じた理由を詳細に記載してください。)

2 変更する事業の内容

変更前計画 ※交付申請書の内容を 転記	
変更後計画	

3 事業経費

【変更前】

(単位：円)

支出(予定)日	費目	支出先(予定)	金額(税抜)
合 計			

【変更後】

(単位：円)

支出(予定)日	費目	支出先(予定)	金額(税抜)
合 計			(A)

4 補助変更申請額

【変更前】 _____ 円

【変更後】 _____ 円 (千円未満切り捨て)

※事業に要する経費 (3 事業経費【変更後】の (A)) に 2 / 3 をかけて算出される額と 100 万円のいずれか低い額

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金事業について、補助事業の中止（廃止）をしたいので、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第11条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 中止又は廃止の種別
- 2 中止の期間又は廃止の時期
- 3 中止又は廃止の理由

(中止又は廃止する必要が生じた理由を詳細に記載してください。)

第5号様式

令和 年 月 日

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 契約等承認申請書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金事業について、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要領第12条第2項に該当する事業者と契約等を締結したいので、同項の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 契約等の相手方
- 2 上記1の相手方でないと補助事業を完遂できない理由

※ 補助事業に係る契約書等を添付すること。

第6号様式

令和 年 月 日

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 事故等報告書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金事業について、事故等がありましたので、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要領第14条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 事故の原因及び内容

2 事故に係る金額 _____ 円

3 事故に対して採った措置

4 補助事業の遂行及び完了の予定

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 状況報告書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金事業について、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要領第15条の規定に基づき、補助事業の状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の遂行状況
別紙のとおり

(注) 第1号様式-3 (補助事業 (事業継続) 計画書) に準じて作成してください。

- 2 補助事業に要した経費の配分

No ※	名称・用途 ※	A 補助に要する経費	B 受取保険金	補助金所要額 (A-B)×2/3 上限100万円	備考
合計					

※ 第1号様式-4 (補助対象被災資産一覧表) から、転記してください。

四日市市長 あて

所在地
名称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 実績報告書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援事業を下記のとおり実施したので、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要領第16条の規定に基づき報告いたします。

記

1 事業の内容（具体的な取組内容）

--

2 経費の配分

No	経費項目	名称・用途	A（税抜） 復旧に要する費用 ＝実際の工事や修理、 購入に係る費用	B 受取保険金の額	C（税抜き） 補助対象経費
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円
合計（D）					円

3 補助金額

_____円

※「2 経費の配分の（D）」に2／3をかけて算出される額と100万円のいずれか低い額

4 事業実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

5 関係書類

No	書類名称	様式	添付確認
1	四日市市被災事業者事業継続支援補助金実績報告書	第8号様式	<input type="checkbox"/>
2	復旧状況報告書	第8号様式 別紙1	<input type="checkbox"/>
3	取得財産等管理台帳	第10号様式	<input type="checkbox"/>
4	<p>支出ごとの最終見積書(申請時点から変更がある場合のみ)、発注書又は契約書、納品書、請求書、振込受領書等</p> <p>※支払方法別の振込受領書等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銀行振込 ……振込受領書(ネットの場合、取引完了が分かる振込明細画面コピー) ・クレジット ……クレジットカード利用明細+口座引落しが完了したことが分かる部分のコピー ・電子マネー ……領収書+電子マネーの支払履歴画面+登録情報画面 ・現金 ……領収書 <p>※宛名(支払者)が、申請者名と同一の支払いに限る。</p>		<input type="checkbox"/>
5	国の認定を受けた事業継続力強化計画		<input type="checkbox"/>
6	<p>振込先口座の通帳コピー</p> <p>(金融機関名、本・支店名、口座番号、口座名義人がわかるもの。ただし、法人の場合は、当該法人の口座、個人の場合は、当該個人事業主名義の口座に限る。)</p>		<input type="checkbox"/>
7	<p>完了報告書(※)又は納品書</p> <p>※委託・外注先に依頼した業務が終了したことを示す資料をもらうこと。</p>		<input type="checkbox"/>
8	車検証等のコピー(車両購入費を補助対象経費とした場合のみ)		<input type="checkbox"/>

第8号様式 別紙1

復旧状況報告書

	第1号様式-4（補助対象被災資産一覧表）のNoを転記
	第1号様式-4（補助対象被災資産一覧表）の名称・用途を転記
<p>写真① (第1号様式 別紙3「被災状況報告書」の写真を転記してください。)</p>	
<p>写真①' (復旧後の写真を貼付してください。)</p>	

	第1号様式-4（補助対象被災資産一覧表）のNoを転記
	第1号様式-4（補助対象被災資産一覧表）の名称・用途を転記
<p>写真②</p> <p>（第1号様式 別紙3「被災状況報告書」の写真を転記してください。）</p>	
<p>写真②'</p> <p>（復旧後の写真を貼付してください。）</p>	

- ※ 被災状況が確認できる写真等（データ）添付してください。
- ※ 用紙が不足する場合は適宜、追加してください。

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名 印

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 請求書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金について、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第18条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額（算用数字を使用すること。）

_____ 円

- 2 振込先金融機関名、支店名、口座の種類、口座番号及び名義を記載すること。

金融機関・本支店名	銀行 支店
口座の種類	預金
口座番号	
フリガナ	
口座名義	

※振込先金融機関名、本支店名、口座の種類、口座番号等が確認できる預金通帳（表紙と見開きページ）等のコピーを添付ください。

第 10 号様式

取得財産等管理台帳

区分	財産名	数量	金額	取得日等	処分制限期間	設置場所
例) (ア)	木造店舗	1	4,000,000円	R7.10.1	修繕から〇年	自社敷地内 (〇〇市〇 〇1丁目1番 地)

(注)

1. 対象となる取得財産等は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 13 条第 1 号から第 3 号に定める財産、取得価格又は効用の増加価格が本実施要綱第 21 条第 1 項に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 不動産、(イ) 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック、(ウ) (ア) (イ) に掲げるものの従物、(エ) 車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置、(オ) 無形資産、(カ) 開発研究用資産、(キ) その他の物件とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

第 11 号様式

令和 年 月 日

四日市市長 あて

所在地
名 称
代表者職・氏名

四日市市被災事業者事業継続支援補助金 財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け工業第 号で交付決定がありました四日市市被災事業者事業継続支援補助金により取得した財産を処分したいので、四日市市被災事業者事業継続支援補助金交付要綱第 21 条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

- 1 取得財産の名称及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法（売却の場合は、売却先及び売却価格を記載すること）
- 4 財産処分の理由
- 5 処分子定日